

運営に関する基準

1 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

事例
<p>・訪問看護報告書を作成していない。</p>
指導内容・ポイント
<p>○訪問看護を提供した際には、訪問日、提供した看護内容等を記録した訪問看護報告書を作成すること。</p> <p>○また、定期的に主治医に訪問看護報告書を提出すること。</p> <p>【居宅基準省令第70条第5項】</p> <p>【居宅基準解釈通知第3の三の3(5)⑦～⑩】</p>

介護報酬

1 複数名訪問加算

事例
<p>・同時に2名の看護師により訪問看護を実施している事案について、利用者から同意を得ているとのことだが、その旨の記録がない。</p>
指導内容・ポイント
<p>○同時に複数の看護師等により訪問看護を行い加算を算定する場合は、利用者又はその家族等の同意を得て、その旨を記録すること。 【利用者等告示第5号】</p>

2 ターミナルケア加算

事例

- ・ターミナルケアに係る計画を作成し、利用者及びその家族の同意を得ているとのことだが、当該計画にターミナルケアの提供が明示されておらず、ターミナルケアについて同意を得ているのか確認できない。
- ・ターミナルケア提供時の訪問看護記録書に、ケアの概略しか記載されていない。

指導内容・ポイント

- ターミナルケアを提供する際には、ターミナルケアに係る計画にターミナルケアの提供を明示し、利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てから提供すること。
- ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護記録書に記録すること。
 - ・終末期の身体状況の変化及びこれに対する看護についての記録
 - ・療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録
 - ・看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録

【大臣基準告示第8号ロ】

【居宅報酬留意事項通知 第2の4(21)】